

## 定例記者会見資料

1. 日 時 平成30年11月27日（火）午前11時～
2. 場 所 市役所 庁議室
3. 内 容 第383回定例会議案について

### 【議事日程】

11月27日招集告示

会期：12月4日（火）～ 12月20日（木）17日間

### 【提出議案】

平成30年度補正予算	4件
条例議案	2件（改正2件）
一般議案	3件
合 計	9件

### 【提出議案の内容】

#### ◎平成30年度補正予算

- ・一般会計 1件
- ・特別会計 3件

【資料】「平成30年度補正予算（2頁）」参照

**（平成30年度12月補正予算資料 P2）**

平成30年度12月補正予算につきましては、一般会計で3億7,020万4千円を増額し、予算総額を前年度比2.1%減の273億990万2千円としています。

補正予算の主な内容は、人件費や扶助費の追加及び精査のほか、台風第21号及び第24号にかかる災害復旧費等を計上しています。

また、特別会計では、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各会計において、人件費の精査等、所要の措置を行っています。

それでは、補正予算の主な内容について、説明いたします。

**【主な内容】**

**（平成30年度12月補正予算資料 P3）**

1. 一般会計

**（1）投資的経費（ハード事業） 1,412万9千円**

災害復旧事業 一担当：農林資源室、維持管理室

＜農林施設災害復旧事業（農業用施設・林道）＞

農業用水路や林道の復旧工事費及び設計業務委託料を計上しています。

(2,058万3千円)

＜土木施設災害復旧事業＞

橋りょう取付護岸の応急復旧委託料及び公園フェンスの復旧工事費を計上しています。

(460万円)

**（2）一般経常経費（ソフト事業）等 3億5,607万5千円**

勸奨退職者等の退職手当や時間外勤務手当など人件費の精査をはじめ、臨時職員雇用経費などの物件費、生活保護費及び障害者自立支援費の扶助費等について、所要額の追加及び精査を行っています。また、各特別会計の事業費精査等に伴う一般会計負担分を繰出金で計上しており、その他の経常経費についても、事業の進捗に応じ、所要額の追加及び精査を行っています。

2. 国民健康保険特別会計	1億3,861万5千円	一担当：保険年金室
3. 介護保険特別会計	893万9千円	一担当：介護・高齢支援室
4. 後期高齢者医療特別会計	122万5千円	一担当：保険年金室

国民健康保険特別会計では、人件費精査のほか、国民健康保険事業費納付金額確定に伴う所要額の追加等を行い、介護保険、後期高齢者医療の2特別会計については、人件費の精査等を行っています。

以上が、12月補正予算（案）の概要であります。

◎条例議案（2件）

○名張市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

－総務部 総務室－

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙において頒布することができることとされた選挙運動用ビラの作成に係る費用について、条例で定めるところにより公費負担とするため、所要の改正を行おうとするものです。

○名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

－福祉子ども部 医療福祉総務室－

本市における消費者被害防止の取組の推進及び名張市総合福祉センターの設置の目的に鑑み、営利を目的とする利用のうち、当該設置の目的に適合しない販売行為又はそのための宣伝行為に係るものを許可しないことができることとする等のため、所要の改正を行おうとするものです。

◎一般議案（3件）

○公の施設の指定管理者の指定について（名張市総合福祉センターふれあい）

－福祉子ども部 医療福祉総務室－

名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、名張市総合福祉センターふれあいの指定管理者の候補者として社会福祉法人名張市社会福祉協議会を選定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を得ようとするものです。

○公の施設の指定管理者の指定について（名張市老人福祉センター「ふれあい」）

－福祉子ども部 医療福祉総務室－

名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、名張市老人福祉センター「ふれあい」の指定管理者の候補者として社会福祉法人名張市社会福祉協議会を選定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を得ようとするものです。

○公の施設の指定管理者の指定について（名張市営住宅等）

－都市整備部 営繕住宅室－

名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、名張市営住宅等の指定管理者の候補者として伊賀南部不動産事業協同組合を選定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を得ようとするものです。